

第2回宝塚市パブリック・コメント審議会議事概要（要旨）

- 1 開催日 平成17年10月31日（月）午後3時～午後4時40分
- 2 開催場所 宝塚市役所3-3会議室
- 3 出席者 委員8名、事務局職員5人
- 4 議事内容（概要要旨）

（1）宝塚市におけるパブリック・コメントの実施状況について

- ・ 10月31日までにパブリック・コメントを実施したものは次のとおりです。
 - * 平成17年6月1日～6月30日までの30日間、宝塚市個人情報保護条例等の改正について実施しました。内容は、罰則規定を強化するというものです。募集期間内での意見提出はありませんでした。苦情は出ておりません。
 - * 平成17年8月15日～9月15日までの31日間、宝塚市火災予防条例の一部改正について実施いたしました。
内容は、消防法の改正にともない、国が設置期間として指示している猶予期間2年から5年の間で、本市では5年間の猶予期間を定め、寝室（義務設置）台所に設置することとし火災予防条例の一部を改正することとし、意見募集を行ったものです。
意見提出は24人、28件ありました。現時点では苦情は出ておりません。
- ・ パブリック・コメント実施中のものは次のとおりです。
 - * 平成17年10月1日～10月31日まで、宝塚市総合計画の平成18年度からの5カ年の後期計画について
 - * 平成17年10月14日～11月14日まで、宝塚市環境基本計画の改正について
- ・ これからパブリック・コメントを実施する予定のもので、実施することが確定しているものは次のとおりです。
 - * 平成17年11月15日から実施予定、宝塚市高齢者保健福祉計画・第3期宝塚市介護保険事業計画について
 - * 平成11月1日から実施予定、平成18年度から平成27年度までの（仮称）男女共同参画プランについてです。
- ・ 実施時期については未定ですが、旧宝塚音楽学校学舎とその周辺の利活用について、現在、検討委員会を立ち上げており、この利活用について、一定レベルの案ができた段階でパブリック・コメントを実施する予定にしております。

（報告に対する審議）

- ・ 本審議会の審議事項となる苦情は、パブリック・コメントを実施した案件の内容に関するのではなく、宝塚市市民パブリック・コメント条例制度の運用に関するものとなるが、今回の報告案件については苦情に関する申し出はなかった。

- ・ 宝塚市個人情報保護条例等の改正についてのパブリック・コメントは、意見が 0 件である。

意見が 0 件であることについての運用方法の評価など、パブリック・コメントの実施、運用の状況についての評価は本審議会の担当事務である。

- ・ 宝塚市個人情報保護条例等の改正についてのパブリック・コメントは、一見するだけでは、何を問われているのか分からない。パブリシティの仕方の問題、すなわち PR の仕方をもう少し市民感覚的に、ビジュアル的に解りやすくすべきである。
- ・ 宝塚市個人情報保護条例等の改正についてのパブリック・コメントであるが、罰則をつける根拠を明記して、かつ、各市において、どの程度の罰則をつけているのかというような資料を、また、制定過程の情報や参照条例を市民の判断材料として出さない限り、本当の意味でのパブリック・コメントはできない。
- ・ 宝塚市個人情報保護条例等の改正についてのパブリック・コメントで意見がなかった原因の一つは、市民生活の中で、情報公開と個人情報保護が重なり合っ
てしまい、混乱が起こっているからである。
市の方から、混乱を解消するように広報をするなど、情報公開と個人情報保護について市民に対し、明確にしてもらいたい。
- ・ 本日の審議会の意見については、事務局（広聴相談課）から担当課へ伝える。

（２） 行政手続法の改正について

- ・ 宝塚市市民パブリック・コメント条例（以下「パブリック・コメント条例」と記載）は、条例第 2 条の規定から、政策決定に市民が関わって行くということになり、基本的には市民参加型の条例と言うことになると思います。

一方、改正行政手続法のパブリック・コメントは、規制型若しくは規制緩和型とか、住民の権利保護型と言ったほうが良いと思います。

この分類のもとにパブリック・コメント条例においては、パブリック・コメントの範囲、解釈等々、不服が出た場合を考えて行かなければならないのではないかと思います。

- ・ パブリック・コメント条例では、議会が審議する条例についても、市の基本的な政策としてパブリック・コメントに付さなければならないし、あるいは、付すことができるということになりますが、国の場合は、国会が関わる法律そのものはパブリック・コメントを行いません。間接民主制をそのまま行って、法律をつくる。そして、法律を具体化する命令や審査基準等の規範に対して、国民は意見を述べることができる、となっている。

条例も少し、国会がつくる法律と同じ側面が見えるので、議会の権限をパブリック・コメントにおいてどのように調節していくのかということも基本的な問題になるのではないかと思います。

- ・ 宝塚市では、審議会や検討委員会等があるのに、重要な施策であると言う枠組みのもとで、パブリック・コメントを実施している。この場合、制定にいたる時間的な問題が出てくる場合もあろうかと思えます。宝塚市の場合は、パブリック・コメントを実施するために非常にハードなスケジュールになっているように思われます。運用上、実施要領のようなものをつくって、除外すべきもの、どうしても実施しなければならないものを、選択的につくっていかなければならないと思えます。
- ・ 行政は透明性の確保だけでなく、行政は何故、このような行政を行っているのかという説明責任が問われるようになってきています。すなわち、この法改正は説明責任の一端を示すものであると言えます。
- ・ 行政手続法の改正により、地方公共団体は、行政手続条例を改正して、パブリック・コメントの規定を入れるか、あるいは、宝塚市や横須賀市のように条例を別個に策定するか、どのような形でもよいのですが、整備するように努めなければならぬということになりました。
- ・ 「金銭等の徴収に関わる事項」、手数料を設定するときにパブリック・コメントをすべきかどうかという問題がでてくるであろうと思われます。しかし、宝塚市の場合はその規定がありません。適用除外としているのは2点しかありません。この点をどうするのか、適用除外を明記するのか、又はパブリック・コメントの対象とするのかの問題があります。
- ・ パブリック・コメント条例では、対象とするものを基本政策等に係わること、すなわち市民の基本的な生活に係わることという非常にざっくりとしたものになっており、市民に対する基本的な政策とは何かという解釈論が今後大きな問題になって来ると思います。
- ・ 宝塚市の場合は、行政手続条例が住民の権利保護、市民パブリック・コメント条例が市民参加を解放して、広げて行くという役割を持っていると整理し、理解すべきである。
- ・ 現行条例のままであれば、膨大な事務量になる可能性があるため、一定の段階で交通整理をしなければ、条例の精度に問題が生じることになる。この点だけ、問題意識を審議会で共有しておきます。しかるべき時期に改正の建議をしなければならぬかもしれません。

(3) その他

- ・ 次回開催日 平成18年1月16日(月)午後3時~とする。